| | |
|---|---|
| 事例No. | 355 |
| 公表年度 | H28 |
| 団体の属性 | 中核市 |
| 団体名 | 香川県高松市 |

| | |
|---|---|
| 事例区分 | 公営企業 |

| | |
|---|---|
| タグ | ・駐車場整備事業<br>・公共施設活用<br>・新たな政策手法の確立・活用 |

| | |
|---|---|
| 事例種類 | 民間活用 |

事例内容・タイトル

「民間活用（指定管理者制度の導入）」（駐車場整備事業）

出典

地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集

# 駐車場整備:事例5

○ 事例名等

| | |
|---|---|
| 事例名 | 民間活用(指定管理者制度の導入) |
| 団体名 | 香川県高松市 |
| 事業名(事業区分) | 駐車場整備事業 |
| 法適用区分 | 非適用 |

○団体及び事業の概要

| | | | |
|---|---|---|---|
| 行政区域内人口(人) | 429,451 | 行政区域内面積(㎢) | 375.41 |

【高松駅前広場地下駐車場】

| | | | |
|---|---|---|---|
| 供用開始年月日 | 平成13年5月13日 | 周辺駐車場の需要・供給調査の実施有無 | 無 |
| 立地 | JR高松駅から徒歩5分圏内 | 構造 | 地下式 |
| 駐車場使用面積(㎡) | 18,826 | 収容台数(台) | 396 |
| 一時間あたり料金(円) | 20分ごと(2時間まで)100円<br>30分ごと(2時間を超える)100円 | 一日平均駐車台数(台) | 426 |
| 営業時刻 | 6:30～24:00 | 職員数(人) | 20 |

【南部駐車場】

| | | | |
|---|---|---|---|
| 供用開始年月日 | 昭和62年1月14日 | 周辺駐車場の需要・供給調査の実施有無 | 無 |
| 立地 | 琴電瓦町駅から徒歩10分圏内 | 構造 | 立体式 |
| 駐車場使用面積(㎡) | 8,846 | 収容台数(台) | 408 |
| 一時間あたり料金(円) | 25分ごと100円 | 一日平均駐車台数(台) | 110 |
| 営業時刻 | 0:00～24:00 | 職員数(人) | 5 |

【杣場川駐車場】

| | | | |
|---|---|---|---|
| 供用開始年月日 | 昭和63年4月8日 | 周辺駐車場の需要・供給調査の実施有無 | 無 |
| 立地 | 香川県中央病院から徒歩10分圏内 | 構造 | 広場式 |
| 駐車場使用面積(㎡) | 7,442 | 収容台数(台) | 227 |
| 一時間あたり料金(円) | 30分ごと100円(普通)　30分ごと500円(大型) | 一日平均駐車台数(台) | 121 |
| 営業時刻 | 0:00～24:00 | 職員数(人) | 2 |

※表中の計数はH28年3月末時点

1．取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

(1)取組の背景
平成15年9月の地方自治法の改正により、「公の施設」の管理運営について、指定管理者制度が導入され、公共的団体等に限らず、株式会社等の民間事業者も「公の施設」の管理運営ができるようになった。

(2)検討を開始した契機・導入過程
高松市では、平成16年9月に指定管理者導入指針が策定され、駐車場を始め、駐輪場や体育館などのスポーツ施設等について、それまで管理委託していた施設について、原則として平成18年4月1日から「指定管理者制度」に移行することとした。
県営駐車場との共有部分を有するシンボルタワー地下駐車場及び隣接2駐車場と、その他の中央駐車場ほか4駐車場とに分けて、下記のとおり、指定管理者に管理運営を委ねている。
なお、指定期間は、5年間を一区切りとしており、現在、第Ⅲ期目の期間中である。
(第Ⅰ期:平成18年度～22年度、第Ⅱ期:平成23年度～27年度、第Ⅲ期:平成28年度～32年度)

〔A共同企業体〕
・中央駐車場
・南部駐車場
・美術館地下駐車場
・杣場川駐車場
・瓦町駅地下駐車場

〔B株式会社〕
・高松駅前広場地下駐車場
・シンボルタワー地下駐車場
・高松駅南交通広場駐車場

2．取組の具体的内容とねらい、効果

(1)取組の具体的内容とねらい
この制度の目的は、多様化する利用者ニーズに、より迅速・的確に対応するため、駐車場の管理・運営の経験が豊富な民間ノウハウを活用し、駐車場事業の企業性の向上を図ることにある。

(2)効果
施設の管理権限を指定管理者が有することから、小規模修繕等については、本市に同意を得ることなく、自らが実施し、スピーディな対応が可能となっており、住民サービスの向上に繋がっている。
また、現在は、利用料金制を適用しておらず、使用料の増収を図る観点から、報奨金・違約金制度の導入により、経営努力を促し、モチベーションの向上を図るとともに、管理経費の縮減等を図っている。
なお、公営駐車場という基本的な趣旨から、民間駐車場との関連もあり、料金体制の見直しも容易ではなく、数字上では、年間の駐車台数も、指定管理制度導入前から増加はなく、ほぼ横ばい状況である。
今後とも、料金改正も含めて、各駐車場に即した利用促進対策を図ってまいりたい。

3．他の自治体の参考となる点、今後の課題等

(1)他の自治体の参考となると考えられる点
指定管理者が、運用基本指針に基づき、年度に1回以上、利用者へのアンケートを実施し、それを基に本市が、評価(モニタリング)を行い、評価結果をホームページ等にて公表することにより、次期の募集や協定などに反映させている。
また、評価結果を受け、事前精算機及び電子マネー対応型のカード券売機を新規に導入するなど、指定管理者側において、利用促進・サービス向上の取組として、必要な改善等の措置を講じているところである。

(2)今後の課題等
高松市が、取組目標にも掲げている、①施設の経年劣化への対応、②集客力の向上と収益促進は、長期的な課題として残されており、今後も指定管理者と連携して、各施設に即した対策を検討してまいりたい。

〇問合せ先

| 担当課 | 高松市都市計画課 | | |
|---|---|---|---|
| TEL | 087-839-2455 | MAIL | toshikei@city.takamatsu.lg.jp |